

平成29年度第15回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：平成29年11月6日

担当部・課：農業委員会事務局〔内線820322〕

産業部農林課〔内線3552〕

① 件名
石巻市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数並びに報酬について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 農業委員会が、その主たる使命である農地等の利用の最適化を積極的に推進するため、「農業委員会等に関する法律」が改正され、平成28年4月に施行された。 これまで農業委員の選出方法は、公選制と選任制により行われてきたが、今後は、議会の同意を得て市長が任命することとなった。また、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のため現場活動を行う、農地利用最適化推進委員（以下推進委員という。）が新設された。
【目的】 農業委員の定数を変更し、農地等の利用の最適化を図るため、推進委員を新たに設置するもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 農業委員会等に関する法律（昭和26年3月31日法律第88号） 農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年3月31日政令第78号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
【農業委員任期：平成27年7月8日から平成30年7月7日まで（3年間）】 平成28年4月 農業委員会等に関する法律の改正に係る法律施行 平成29年1月 農業委員会定例総会にて農業委員会法改正検討委員会設置 2月 農業委員会法改正検討委員会開催（計8回） ～9月 9月 農業委員会定例総会にて「農業委員の定数、推進委員の定数及び担当区域並びに月額報酬」について、検討委員会の検討結果どおり同意
⑤ 主な内容
1 改正の主な内容 農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進に関する事務を、農業委員会等に関する法律で農業委員会の最も重要な事務として位置付けた。 2 農業委員 (1) 選出方法 市長による任命 (2) 業務・任命条件 総会に出席し審議して、最終的に合議体として決定する。現場活動を行うことも可能である。原則過半数を認定農業者とし、青年や女性も積極的に登用する等とされた。 (3) 定数 19人 (4) 報酬 会長 基本給 月額 56,700円/人（改正無し） 能率給 予算の範囲内で市長が定める額（新規）

委員	基本給	月額	44,000円/人(改正無し)
	能率給		予算の範囲内で市長が定める額(新規)
(5) 任期			3年
3 推進委員			
(1) 選出方法			農業委員会が委嘱
(2) 業務・任命条件			農地等の利用の最適化を推進するため、担当区域において、担い手への農地利用の集積などの現場活動を行う。 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。
(3) 定数			20人
(4) 報酬	基本給	月額	44,000円/人(新規)
	能率給		予算の範囲内で市長が定める額(新規)
(5) 任期			3年
※能率給：農地利用の最適化の活動を推進するため「農地利用最適化交付金事業」が新設され、各委員等の活動及び成果の実績に応じ、基本給に上乘せするもの。			
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）			
【影響・効果】 農地等の利用の効率化及び高度化の促進が図られる。			
【市財政への負担】 委員等の報酬増（基本給） 従来の農業委員の数：37人（会長1人、その他委員36人） （会長56,700円＋委員44,000円×36人）×12ヶ月＝19,688,400円 改正後の農業委員等の数：39人（会長1人、その他委員18人、推進委員20人） （会長56,700円＋委員及び推進委員44,000円×38人）×12ヶ月＝20,744,400円 ・20,744,400円－19,688,400円＝1,056,000円（増額） ※能率給の財源については、農地利用最適化交付金として国から交付される。			
⑦ 他の自治体の政策との比較検討			
○県内34農業委員会中、新制度への移行済21委員会 ○他団体との比較			
団体名	旧農業委員数	→	新農業委員数＋推進委員数＝計（増減）
石巻市	37人	→	19人＋20人＝39人（2人増）
登米市	48人	→	24人＋30人＝54人（6人増）
加美町	24人	→	19人＋9人＝28人（4人増）
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日			
平成29年12月	市議会第4回定例会に「石巻市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」の制定及び「石巻市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正を提案（公布の日から施行予定）		
平成30年	2月	農業委員会の委員の選任に関する規則の制定 農業委員候補者選考委員会設置要綱の制定	
	3月	農業委員及び推進委員の推薦・募集	
	5月	農業委員候補者選考委員会の開催	
	6月	市議会第2回定例会に「農業委員の任命」について提案	
	7月	農業委員の任命及び推進委員の委嘱	
⑨ その他			